

質問回答書

令和2年3月27日 午後4時00分更新

入札番号	5024004、5024005、5024006 5024007、5024008
案件名称	令和2年度秦野市立小中学校で使用する電力の供給 令和2年度クアーズテック秦野カルチャーホール（文化会館） 等で使用する電力の供給 令和2年度秦野市役所本庁舎等で使用する電力の供給 令和2年度秦野市立公民館で使用する電力の供給 令和2年度秦野市保健福祉センターで使用する電力の供給
質問回答①	質問
	<p>契約期間中に、受電設備（トランス・変圧器容量等）の増加工事を予定している施設はありますでしょうか。</p> <p>該当する施設がある場合、今回弊社が落札し、仮に次回他社が供給することになった際は、増加工事後に契約電力が増加し、1年を満たさないで弊社との需給契約が廃止される時（または契約電力等を1年に満たさないで減少される時）は、増加された日に遡って、臨時電力の料金が適用されます。</p> <p>現時点においては次回の入札結果はわからないため、今回の入札では1年以上弊社との契約が継続するものとして応札価格を算定させていただきますが、上記の事例となった場合は、後日料金を精算させていただくこととなりますのでご了承願います。</p> <p>また、現在の契約期間中に増加工事を行っている施設がある場合も同様のお取扱いとなりますのでご了承願います。</p>
	回答
【入札番号5024004】 西中学校にて、屋内運動場の建替を予定しており、それに合わせてトランス容量の増加（150kVA→200kVA）を予定しております。 また、令和2年度から令和3年度にかけて本町中学校を除く中学校8校に13人乗りエレベーターの設置を予定しておりま	

	<p>すが、現時点で受電設備に影響はございません。</p> <p>万が一、契約に影響がある場合には、契約書に基づいて協議させていただきます。</p> <p>【入札番号5024005】</p> <p>予定はありません。</p> <p>【入札番号5024006】</p> <p>仕様書第13項第7号に記載のとおり、予定はありません。</p> <p>【入札番号5024007】</p> <p>契約期間中に秦野市立北公民館の受変電設備更新工事を予定していますが、変圧器容量を変更する予定はありません。</p> <p>【入札番号5024008】</p> <p>予定はありません。</p>
質問回答②	<p>質問</p> <p>質問①に関連し、西公民館の契約は9月で廃止となり、西中学校に契約が増加ということでよいでしょうか。</p> <p>回答</p> <p>【入札番号5024007】</p> <p>お見込みのとおりです。</p>
質問回答③	<p>質問</p> <p>落札後の契約条件を確認する必要があるため、入札前に契約書(案)をご提示いただけますでしょうか。</p> <p>回答</p> <p>別紙契約書(案)を参照願います。約款は、ホームページの入札契約情報－書式集－物件・賃貸借様式－物件供給単価契約約款を御確認ください。</p> <p>なお、掲載する契約書(案)は、契約電力500kW未満である「平成31年度秦野市役所本庁舎等で使用する電力の供給」の契約書を基に作成したものです。詳細については、契約毎に変更が生じることを御承知願います。特に入札番号5124005は、契約電力500kW以上の施設を含んでおり、契約書(案)とは異なることを御承知願います。</p>

質問回答④	質問	弊社が落札した場合、契約書や覚書について協議させていただくことは可能でしょうか。また、可能な場合、電気需給契約の内容は多岐にわたるため、契約書にない細目的事項に関しては旧一般電気事業者の電気需給約款に依拠する形で締結させていただくことは可能でしょうか。
	回答	協議は可能です。また、細目的事項に関しては、電気需給約款に依存する形での締結も可能です。
質問回答⑤	質問	弊社が落札した場合、支払期限日および遅延利息に関して、それぞれ「乙への料金の支払期限は乙の定める約款等の規定によるものとする。」「支払期日までに支払われない場合には電気需給約款に定める延滞利息を申し受ける」といった、契約条項にさせていただくことは可能でしょうか。
	回答	可能です。
質問回答⑥	質問	請求書の発送について、一般送配電事業者から弊社への電気使用量データの到着日の関係上、毎月10営業日以降の発送となりますがよろしいでしょうか。
	回答	差し支えありません。
質問回答⑦	質問	検針の結果はWebによりお知らせすることになりますがよろしいでしょうか。
	回答	差し支えありません。
質問回答⑧	質問	配布された資料に契約書の取り交わしの期限が記載されておりますが、弊社事務手続き上、期日を若干超過する場合がございます。

	<p>います。あらかじめご了承をお願いいたします。</p> <p>回答</p> <p>入札公告及び秦野市契約規則に記載のとおり、落札決定のあった日から7日以内に、契約に必要な書類を提出していただきます。</p>
質問回答⑨	<p>質問</p> <p>自家発補給電力の契約はありますか。また、ある場合は契約電力（kw）を教えてください。</p> <p>回答</p> <p>自家発補給電力の契約はありません。</p>
質問回答⑩	<p>質問</p> <p>ご請求について、供給施設内にご入居されている企業様はございますか。ある場合に企業様毎に請求書を発行する事は弊社では出来かねますがご了承いただけますか。</p> <p>回答</p> <p>入居企業毎の請求書が発行できなくても差し支えありません。</p>
質問回答⑪	<p>質問</p> <p>弊社の請求書は、翌月15日迄に到着とし、請求書受領後30日以内（翌々月15日迄）に振込となりますが、ご了承いただけますでしょうか。</p> <p>回答</p> <p>【入札番号5024004】 差し支えありません。</p> <p>【入札番号5024005】 差し支えありません。なお、支払は、予算科目及び担当課が多岐にわたるため、請求書（払込通知票）による納付書払いとなります。また、クアーズテック秦野カルチャーホール（文化会館）と秦野市中央運動公園は、それぞれ個別に請求してください。</p> <p>【入札番号5024006】 支払期日は差し支えありませんが、支払は、地銀ネットワー</p>

	<p>クサービス株式会社が提供する公共料金事前明細通知サービスによる口座自動振替払となりますので、貴社が同サービスの対象かどうか御確認ください。</p> <p>【入札番号5024008】 差し支えありません。</p>
質問回答⑫	<p>質問</p>
	<p>現在の計量日を教えてください。</p>
	<p>回答</p>
	<p>【入札番号5024004】 仕様書別紙1～2を御確認ください。</p> <p>【入札番号5024005】 クアーズテック秦野カルチャーホール（文化会館）は毎月1日零時、秦野市中央運動公園は毎月3日零時です。</p> <p>【入札番号5024006】 仕様書第13項第3号イに記載のとおり、本庁舎、西庁舎及び東庁舎は毎月2日零時、教育庁舎は毎月3日零時です。</p> <p>【入札番号5024007】 毎月1日零時です。</p> <p>【入札番号5024008】 毎月3日零時です。</p>
質問回答⑬	<p>質問</p> <p>毎月の計量日は東京電力パワーグリッド株式会社の定める日となります（弊社が決定していないため）。そのため、検針日が1日以外の場合は年間の請求が13回、かつ供給最終日のご請求が翌月、翌々月の2回に分割されます。また料金の算定期間は計量日から計量日の前日となります。以上、ご了承いただけますでしょうか。</p>
	<p>回答</p> <p>差し支えありません。</p>
質問回答⑭	<p>質問</p> <p>制度変更に伴い、500kW未満の施設の計量日は現在供給されている電力会社から変更できません。その為、料金の算定</p>

	<p>期間においては1日から月末ではなく、計量日から計量日の前日までとなる旨、ご容赦ください。</p>
	<p>回答</p> <p>差し支えありません。</p>
質問回答⑮	<p>質問</p> <p>弊社供給の場合、旧一般電気事業者と同様の付帯契約（蓄熱割引等）の適用ができませんが了承いただけますでしょうか。</p>
	<p>回答</p> <p>差し支えありません。</p>
質問回答⑯	<p>質問</p> <p>契約書締結時、契約内容について一部変更したい場合、協議を行うことは可能でしょうか。契約書変更が不可能な場合、協定書を別途締結させていただくことは可能でしょうか。</p>
	<p>回答</p> <p>協議に応じます。また、協定書についても協議により決定させていただきます。</p>
質問回答⑰	<p>質問</p> <p>地域の旧一般電気事業者において、燃料費調整単価の算定方法の見直しが行われた場合、本契約においても同様に見直しが行われるものと考えてよろしいでしょうか。それとも、契約時の燃料費調整単価の算定方法のまま、契約期間内は変更なしとなりますでしょうか。</p>
	<p>回答</p> <p>見直しに応じます。</p>
質問回答⑱	<p>質問</p> <p>契約期間中において、地域の旧一般電気事業者が料金を改定した場合や、市場価格の変動又は経済状況等の変動があった場合は、協議の上、契約単価等の変更は可能でしょうか。</p>
	<p>回答</p> <p>【入札番号5024005】</p> <p>可能です。</p>

質問回答⑱	質問
	<p>西公民館について、今回の入札にあたっては7月から9月の3か月とすると記載があり、内訳書にもその他季欄が空欄となっておりますが、基本料金計算時は「契約電力×基本料金単価×0.85×3」としてよろしいでしょうか。</p>
質問回答⑱	回答
	<p>【入札番号5024007】 お見込みのとおりです。 入札額内訳書を訂正しましたので、お知らせいたします。なお、3月27日午後4時00現在、ホームページ上の設計図書についても、訂正したものに更新しましたので、再度ダウンロードしてご確認ください。</p>
質問回答⑳	質問
	<p>落札後に提出する内訳書につきまして、☆特記事項7に「各施設につき～」とございますが、今回の入札にあたっては1施設のみとなりますので削除してよろしいでしょうか。</p>
質問回答⑳	回答
	<p>【入札番号5024007】 本案件における、契約施設数は11施設となりますので、入札額内訳書を訂正します。なお、3月27日午後4時00現在、ホームページ上の設計図書についても、訂正したものに更新しましたので、再度ダウンロードしてご確認ください。</p>

令和〇〇年度〇〇〇で使用する電力の供給契約書（案）

秦野市（以下「発注者」という。）と〇〇〇（以下「受注者」という。）との間に、〇〇〇で使用する電気の需給に関し、次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 受注者は、別紙仕様書に基づき発注者の〇〇〇で使用する電力を需要に応じて供給し、発注者は、受注者にその対価を支払うものとする。

（契約期間）

第2条 契約期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

（契約金額）

第3条 契約金額は、次のとおりとする（ただし、次の各金額には消費税額及び地方消費税額を含むものとする。）。

基本料金単価		円／キロワット・月
電力量料金単価	夏季	円／キロワット時
	その他季	円／キロワット時

2 受注者の発電費用等の変動により契約金額の改定を必要とするときは、別途定めるところにより価格を改定できる。

3 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達による特別措置法に基づく賦課金（以下「賦課金」という。）は、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が定める標準供給条件による。

（契約保証金）

第4条 秦野市契約規則第39条第5号の規定に基づき免除する。

（使用電力量の増減）

第5条 発注者の使用電力量は、都合により予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

（契約電力）

第6条 各月の契約電力は、次の各号に該当する場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

（1）契約受電設備を増加する場合で、増加した日を含む1月の増加した日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加した日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るとき

（2）契約受電設備を減少する場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかとなるとき

2 最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、契約電力を発注者と受注者が協議によりすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、第1項によって定めることとする。

（計量及び検査）

第7条 計量日は、原則として毎月〇日0時とし、受注者は、計量日に記録された値の読みにより使用電力量等を算定し、発注者の指定する職員の検査を受けなければならない。

(料金の算定期間)

第8条 料金の算定期間は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間とする。

(料金の支払及び遅延利息)

第9条 受注者は、第7条に定めた検査終了後、契約電力に第3条に定める契約金額（基本料金単価）を乗じて得た金額（以下「基本料金」という。）に当該月における使用電力量に第3条に定める契約金額（電力量料金単価）を乗じて得た金額を加算した額に賦課金を加えた金額（当該金額に円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた金額とする）を、1月毎に発注者に請求するものとし、発注者は受注者から適法な支払請求書を受理した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に支払わなければならない。

2 発注者は、前項の約定期間内に料金を支払わなかった場合には、遅延利息として、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額から、消費税額及び地方消費税額から次の算式により算定された金額を差し引いたもの、賦課金を差し引いた金額に対し年2.8パーセントの割合で計算した金額を受注者に支払うものとする。ただし、その金額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

なお、次の算式により算定された金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てるものとする。

$$\text{賦課金} \times 10 / 110$$

(権利義務の譲渡禁止)

第10条 受注者は、この契約により生じる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又はこの契約の履行を第三者に委任することができない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行例（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合は、この限りではない。

(機密の保持)

第11条 発注者及び受注者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。なお、本契約終了後においてもこの責任を負うものとする。ただし、発注者及び受注者の業務運営上特に必要な場合は、この限りではない。

(契約の解除)

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 受注者が天災その他不可抗力の原因によらないで、電力の供給をする見込みがないと発注者が認めたとき。

(2) 本契約の履行に関し、受注者又はその使用人等に不正の行為があったとき。

(3) 前各号に定めるもののほか、受注者が本契約条項に違反したとき。

(違約金)

第13条 受注者の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合は、受注者は、当該日から契約期間満了日の日までに係る予定使用電力量に第3条に定める契約金額（電力料金単価）を乗じて得た額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わな

ければならない。

(損害賠償)

第14条 発注者は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

(協議)

第15条 本契約条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めていない事項については、受注者が適用する電気需給約款(東京電力パワーグリッド管内)及び別紙に定めるものによるほか、発注者と受注者が協議のうえ決定するものとする。

(合意管轄)

第16条 本契約に関する訴えの管轄は、発注者の所在地を管轄区域とする裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、発注者、受注者両者記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

発注者 神奈川県秦野市桜町一丁目3番2号

秦野市長 高橋昌和

受注者 ○○○

○○○

○○○

別 紙

1 (対価の定義)

対価とは、本別紙6(料金の算定)により算定した、その1月に発注者が受注者に支払う料金、その他契約書及び本別紙により支払を要することとなった金銭債務をいう。

2 (適用期間)

本別紙の適用期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

3 (細目的事項の取扱)

契約履行上必要な細目的事項については、受注者の定める電気売買約款(以下総称して「基本契約」という。)に依拠する。

4 (計量値の記録及び計量期間)

計量器内での計量値の記録は、原則として毎月〇日の午前〇時に行う。契約書第8条に定める料金の算定期間を以下本別紙で「計量期間」という。

5 (計量及び検査等)

(1) 受注者は、計量値の確認を実施し計量結果を発注者へ通知する。

(2) 契約書7条に定める職員の検査は、(1)の計量結果の通知に基づき行い、通知内容について疑義が生じた場合は、発注者はすみやかに受注者へ連絡する。

6 (料金の算定)

1月の料金は、(1)に定める基本料金、(2)に定める電力量料金、(3)電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達による特別措置法に基づく賦課金(以下「賦課金」という。)の合計金額(以下「料金」という。)とする。

ただし、基本契約により料金の割引を行う場合は、割引対象となる基本料金から割引額を減算する。

(1) 基本料金

$$\text{基本料金単価} \times \text{契約電力} \times \frac{185 - \text{力率}}{100}$$

(2) 電力量料金

$$\text{電力量料金単価} \times \text{使用電力量}$$

ただし、電力量料金は、基本契約により算定された燃料費調整単価による調整を行うものとする。

(3) 賦課金

当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が定める標準供給条件による。

7 (料金の請求)

(1) 受注者は、契約書第7条に定める検査を受けるために、計量結果に基づき、所定の電気料金計算書を作成し、すみやかに発注者へ郵送するものとする。

8 (遅延利息の算定及び諸求方法)

(1) 契約書第9条第2項で定める遅延利息は、本別紙6(料金の算定)の料金から賦課金を差し引いた額を対象に算定する。

(2) 遅延利息が発生した場合、受注者は、原則として発注者が遅延利息の算定の対象となる料

金を支払った直後に発生する1月の料金と併せて請求するものとする。

9 (機密の保持)

発注者は、本契約にかかる情報公開の請求を受けた場合は、すみやかに受注者に意見を求めるものとする。

10 (その他)

契約書及び本別紙に定めのない場合、若しくは基本契約の定めにより難い特別な事情がある場合は、発注者と受注者が誠意を持って協議を行い、解決するものとする。

以 上